

川西市・猪名川町
水道広域連携水道基幹施設共同利用事業

入札説明書

令和 8 年 8 月
川西市上下水道局

目 次

第1章 総則	4
1.1. 本書の位置づけ	4
1.2. 用語の定義	5
第2章 事業の概要	6
2.1. 本事業の内容	6
1) 事業の目的	6
2) 事業名称	6
3) 事業箇所	6
4) 事業主体	6
5) 発注者	6
6) 事業費（予定価格）	6
7) 事業方式	6
8) 事業期間	6
9) 事業スケジュール	7
10) 低入札価格調査	7
11) 本事業におけるサービスの範囲と水準	7
12) 提供されるサービスに対する対価の支払い	7
13) 関連法令等の遵守	7
14) 業務内容	8
第3章 入札参加資格要件	9
3.1. 応募者の構成	9
3.2. 共通の参加資格要件	9
3.3. 代表企業の参加資格要件	9
3.4. 統括管理技術者の配置	10
3.5. 調査設計及び工事監理業務に関する資格要件	10
3.6. 工事請負に関する資格要件	11
3.7. 失格要件	11
第4章 事業者の選定に関する事項	11
4.1. 事業者の選定方法	11
4.2. 募集手続き等	11
1) 選定のスケジュール	11
2) 入札参加手続き	12
3) 質疑事項の受付	13
4) 参加資格確認結果の通知	13
5) 入札参加の辞退	13
6) 入札書・提案書類の受付	13
7) ヒアリングの実施	14
8) 使用言語、単位	14
9) 応募に係る提出書類の取扱い	14
4.3. 総合評価審査委員会の設置	15
4.4. 審査の手順及び方法	15
1) 資格審査	15
2) 提案審査	15

3) 審査項目ごとの配点及び基準	15
4) 審査結果の公表	15
第5章 事業の契約及び実施に関する事項	16
5.1. 契約の締結等	16
1) 基本契約の締結	16
2) 契約内容についての協議	16
3) 多段階契約	16
4) 契約等締結に伴う費用負担	16
5) 協力会社の変更	16
5.2. 事業者の責任の明確化に関する事項	16
1) リスク分担の基本的な考え方	16
2) 予想されるリスク分担	16
5.3. 事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	16
1) 中途段階において本事業の実施が困難となった場合の措置	16
2) 事業者が実施するセルフモニタリング	17
3) 当局が実施するモニタリング	17
4) 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	17
5.4. 契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	17
1) 係争事由に係る基本的な考え方	17
2) 管轄裁判所の指定	17
5.5. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	17
1) 法制上及び税制上の支援措置	17
2) 財政上及び金融上の支援に関する措置	17
3) その他の支援に関する事項	17
第6章 その他事業の実施に関する事項	18
6.1. 入札説明書等に関する問合せ先	18
6.2. その他留意事項	18

第1章 総則

1.1. 本書の位置づけ

本書は、川西市・猪名川町水道広域連携水道基幹施設共同利用事業（以下、「本事業」という。）を総合評価方式一般競争入札により事業者選定するための手続きを示したものであり、本入札に参加しようとする者（以下「応募者」という。）を対象に公表するものである。

また本書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、川西市契約規則（昭和49年4月1日規則第15号）のほか、川西市上下水道局（以下、「当局」という。）が発注する契約に関し、応募者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般事項を明らかにするものであり、本書に併せて公表する以下の資料を含むものとする。

- ・ 要求水準書

本事業を実施するにあたり、事業者が対応すべき設計及び施工に関する要求水準について示すもの。

- ・ 落札者決定基準

応募者から提出された事業提案を評価し、落札者決定に係る基準を示すもの。

- ・ 応募様式集

応募者が提出する応募書類の様式（書式）等を示すもの。

- ・ 契約書類

当局と落札者の間で取り交わす、各請負契約締結に向けた準備行為等基本的な事項を定める「基本契約書」及び、本事業実施のために締結する、当局及び事業者の義務を定める「調査設計業務委託契約書」「工事請負契約書」「工事監理業務委託契約書」のこと。

本事業の基本的な考え方については、令和8年5月に公表した実施方針と同様である。事業を実施するに当たっての詳細条件等については本書の内容を踏まえ、応募者は必要な書類を作成し提出する。

本書と実施方針及び実施方針に関する質問回答書に相違がある場合は、本書の規定内容を優先するものとする。また、本書に記載がない事項については、実施方針及び実施方針に関する質問回答書によることとする。

1. 2. 用語の定義

用語の定義については、法令上の用語である場合は当該用語の定義に従う。本文中に指定があるものはその内容、その他の用語については以下を参照すること。

表 1 用語定義

用語	定義
本事業	川西市・猪名川町水道広域連携水道基幹施設共同利用事業をいう。
当局	川西市上下水道局をいう。
事業主体	川西市上下水道局水道課及び猪名川町まちづくり部上下水道課をいう。
応募者	本事業に参加するために入札に応募した者をいう。
代表企業 (応募者)	入札及び契約手続きに関する窓口会社となる企業をいう。
落札者	本事業発注の入札の結果、契約候補者として当局が決定した者をいう。
事業者	当局と契約を締結した本事業の受注者をいう。
協力会社	本事業実施の必要性から、事業者が個別の業務内容について再委託を行う構成企業をいう。
基本契約	当局と落札者の間で取り交わす、各請負契約締結に向けた準備行為等基本的な事項を定める契約をいう。
各請負契約	基本契約に基づいて行う、本事業実施のため締結する契約をいう。

第2章 事業の概要

2.1. 本事業の内容

1) 事業の目的

兵庫県水道広域化推進プランに基づき、川西市と猪名川町が広域的に連携して配水池の共同利用を目指すにあたり、対象施設及び基幹管路の統廃合及びダウンサイジングを実施することで、以下の効果を図ることを目的とする。

- ・水道施設の耐震化の推進
- ・施設の統廃合による経営基盤の強化
- ・維持管理コストの削減
- ・広域連携による効率的な水運用の実現

対象6施設のうち耐震性能を有している「伏見台低区配水池」と更新対象の「一庫高区配水池」の2施設に統廃合する。

2) 事業名称

川西市・猪名川町水道広域連携水道基幹施設共同利用事業

3) 事業箇所

川西市美山台、丸山台及び猪名川町伏見台地内

4) 事業主体

川西市上下水道局水道課、猪名川町まちづくり部上下水道課

5) 発注者

川西市上下水道局 川西市上下水道事業管理者 酒本 恭聖

6) 事業費（予定価格）

予定価格は調査設計費、工事費、工事監理費ごとに設定し、表2のとおりとする。

表2 予定価格の内訳

調査設計費	74,429,300 円(うち消費税及び地方消費税額 6,766,300 円)
工事費	1,644,401,000 円(うち消費税及び地方消費税額 149,491,000 円)
工事監理費	51,120,300 円(うち消費税及び地方消費税額 4,647,300 円)
計	1,769,950,600 円(うち消費税及び地方消費税額 160,904,600 円)

7) 事業方式

本事業は、単独企業による設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）により実施する。

8) 事業期間

契約締結の日から令和15年3月18日まで（予定）

9) 事業スケジュール

表 3 事業スケジュール（予定）

年度	実施内容	備考
令和 6 年度	基本方針、基本計画の策定	
令和 7 年度	発注準備	
令和 8 年度	入札公告・入札・契約締結、設計着手	事業者選定～設計着手
令和 9 年度	調査設計期間	
令和 10～14 年度	製作及び施工期間	
令和 14 年度末	工事完了、試運転調整、供用開始	

10) 低入札価格調査

本事業は、低入札価格調査の対象である。開札後、調査最低基準価格以上で入札した者の内、評価値の最も高い者の入札額が調査基準価格を下回る場合に調査を実施する。この場合、調査対象者は調査に必要な資料の提出および事情聴取に応じること。

なお、調査は「川西市上下水道局の総合評価方式一般競争入札に係る低入札価格調査の実施要綱」に基づき行なうものとする。

①調査基準価格

¥1,466,134,800 円（税抜）

②調査最低基準価格

あり（非公表）

③低入札価格調査にかかる資料提出期間

開札後に通知する。

④低入札価格調査にかかる事情聴取期間

資料提出後に通知する。

11) 本事業におけるサービスの範囲と水準

事業者は、別紙「要求水準書」に示す水準を確保するものとする。

12) 提供されるサービスに対する対価の支払い

当局は「調査設計業務委託契約」「工事請負契約」「工事監理業務委託契約」に従い、提供されるサービスに対しその対価を支払う。

13) 関連法令等の遵守

本事業の実施に当たっては、関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守すること。適用法令及び適用基準は、各業務の開始時点における最新のものを採用すること。

14) 業務内容

本事業は、設計・施工一括発注方式(デザインビルド方式)により実施する。事業者は調査設計から工事施工、試運転調整までを一体的に実施するものとする。

表 4 想定業務内容

項目	内容	
共通	・各業務の統括管理 ・関係機関協議、地元説明 ・交付金事務等、各種申請行為の支援 ・各種検査対応	
調査設計	・測量、地質、埋設物等調査 ・アスベスト及びPCB含有調査 ・実施設計図書の作成 ・数量計算書の作成 ・施工計画の策定 ・設計図書に基づく工事費内訳書の作成	
工事	一庫高区配水池整備	・配水池の新設 ・場内配管の整備 ・場内整備(舗装、排水設備等) ・追加塩素注入設備の整備 ・既設配水池の撤去
	伏見台低区配水池整備	・送水ポンプ設備の新設 ・場内配管の整備 ・高区送水流量計の設置 ・低区配水流量計の設置 ・場内整備
	送水管・連絡配水管の整備	・伏見台低区→一庫高区行き送水管の布設 ・各配水系統への連絡配水管の布設 ・減圧弁、分岐流量計の設置
	電気計装設備	・中央監視設備の改良(各市町分) ・電気設備の整備 ・計装設備の整備
	その他	・試掘調査 ・廃止設備、構造物等の撤去、処分又は存置処理 ・アスベスト対策工事 ・段階的水運用に伴う仮設工事 ・試運転調整
工事監理	・工事監理業務 ・出来高、精算設計の作成	

第3章 入札参加資格要件

3.1. 応募者の構成

ア 応募者は、単独企業とする。

イ DB 事業内の各業務や工種ごとに協力会社を配置し、再委託することは制限しない。

ウ 地域経済の発展に寄与するため、積極的に市内本店の事業者を協力会社とすること。

3.2. 共通の参加資格要件

代表企業又は協力会社となる者は、次の各要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する資格制限に該当しない者であること。

イ 川西市入札参加資格者指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者及び国土交通省の営業停止処分を受けていない者であること。

ウ 次の法律の規定による申し立てがなされていない者であること。

- ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされていない者（国の資格再認定を受けた者を除く）
- ・民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者（開始決定後、国の認定を受けた者を除く）

エ 国税及び地方税を滞納していない者であること。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

カ 本事業の川西市・猪名川町水道広域連携水道基幹施設共同利用事業に関する総合評価審査委員会（以下、「総合評価審査委員会」という。）の委員が属する企業等若しくはその企業等と資本面・人事面で関連のある者でないこと。

3.3. 代表企業の参加資格要件

代表企業となる者は、次の各要件を全て満たすこと。

ア 川西市における令和 7～9 年度一般競争入札等参加有資格者名簿において、建設工事部門における「水道施設工事業」を希望順位 1～5 位としている者。

イ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定に基づく工事業について、「管」「機械器具設置」「水道施設」における特定建設業の許可を受けていること。

ウ 「水道施設」における経営事項審査総合評定値が 1,100 点以上であること。

エ 建設業法に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。

オ 水道法に基づく水道施設に係る設計・施工一括発注方式(デザインビルド方式)の元請としての完了実績を有する者であること。

カ 平成 28 年度以降で元請として $V=1,500\text{m}^3$ 以上の浄水池又は配水池(水道法に基づく水道施設に限る)躯体築造の実績(工事が完成し、引き渡し完了したもの)を有すること。

3.4. 統括管理技術者の配置

事業者は、事業期間を通じて調査設計から工事に至る事業全体の業務を総合的に調整・管理し、当局との窓口(指示の受理、承諾、協議対応等)となる統括管理技術者(本公告日において3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者とし、在籍出向社員・派遣社員の配置は認めない)を配置すること。

なお、統括管理技術者は代表企業より選出し、水道法に基づく水道施設に係る設計・施工一括発注方式(デザインビルド方式)の実績を有する者を配置すること。

3.5. 調査設計及び工事監理業務に関する資格要件

調査設計及び工事監理を担当する者は、次の各要件を全て満たすこと。なお、当該業務を協力会社に再委託する場合、再委託先が要件を満たすことでも可とする。

ア 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第 1 項の規定による、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

イ 建設コンサルタント登録規定(昭和 39 年建設省告示第 1131 号)に基づく上水道及び工業用水道部門の建設コンサルタント登録を受けた者であること。

ウ 管理技術者として、技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)に定める「上下水道部門の上水道及び工業用水道」又は「総合技術監理部門の上下水道-上水道及び工業用水道」の資格を有し、水道法に基づく水道施設に係る設計・施工一括発注方式(デザインビルド方式)における設計業務の実績を有する者を配置すること。

エ 照査技術者として、技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)に定める「上下水道部門の上水道及び工業用水道」又は「総合技術監理部門の上下水道-上水道及び工業用水道」の資格を有し、水道法に基づく水道施設に係る設計・施工一括発注方式(デザインビルド方式)における設計業務の実績を有する者を配置すること。

オ 管理技術者と照査技術者の兼務は不可とする。

カ 工事監理担当者として、一級土木施工管理技士の資格を有する者を配置すること。なお、工事監理業務の独立性を担保するため、工事請負における施工体系図、作業員名簿等に記載の無い者を配置すること。

キ 上記ウ、エ、カは本公告日において3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者とし、在籍出向社員・派遣社員の配置は認めない。

3.6. 工事請負に関する資格要件

工事を担当する者は、次の各要件を全て満たすこと。なお、当該業務を協力会社に再委託する場合、再委託先が要件を満たすことでも可とする。

ア 平成28年度以降で元請として電気計装（水道法に基づく水道施設に限る）の改修又は更新・新設の実績（工事が完成し、引き渡しが完了したもの）を有すること。

イ 平成28年度以降で元請として水道管布設工事（水道法に基づく水道施設に限る）の実績（工事が完成し、引き渡しが完了したもの）を有すること。

ウ 建設期間中、工種に応じた専任の主任技術者又は監理技術者（本公告日において3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者とし、在籍出向社員・派遣社員の配置は認めない）を、再委託の金額等に応じて建設業法を遵守のうえ適正に配置すること。

3.7. 失格要件

応募者が以下の要件のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 提出期限のある書類等が当該期限までに提出されなかった場合

イ 提出された書類等に虚偽の記載があった場合

ウ 参加資格に反することが認められた場合

エ 選定の公平性を害する行為があった場合（総合評価審査委員会の委員等への不当接触又は接触しようとする行為を含む。）

オ その他、著しく信義に反する行為等があったと認められた場合

第4章 事業者の選定に関する事項

4.1. 事業者の選定方法

事業者の選定に当たっては、本事業の円滑かつ確実な実施を目的に、技術力を適正に評価しつつ、競争性を確保する必要があることから、総合評価方式一般競争入札により落札者を決定する。

4.2. 募集手続き等

1) 選定のスケジュール

事業者の選定に当たっては、次の手順及びスケジュールで行う。

表 5 選定のスケジュール

内容	時期
入札公告 (入札説明書・要求水準書・契約書案等の公表)	令和 8 年 8 月 3 日(月)
現地説明会の参加申込期限	令和 8 年 8 月 7 日(金)
現地説明会	令和 8 年 8 月 17 日(月)～21 日(金)
入札公告、資料等に関する質問書の受付期限	令和 8 年 8 月 28 日(金)
入札公告、資料等に関する質問の回答・公表	令和 8 年 9 月 11 日(金)
参加表明書等の提出期限	令和 8 年 9 月 25 日(金)
参加資格確認結果の通知	令和 8 年 10 月 9 日(金)
入札書・提案書類の受付締切	令和 8 年 10 月 30 日(金)
開札	令和 8 年 11 月 27 日(金)
落札者の決定及び公表	低入札価格調査後※
基本契約の締結	落札者の決定及び公表から7日以内

※低入札価格調査は落札者候補の入札額が調査基準価格を下回る場合のみ実施

2) 入札参加手続き

ア 入札公告

本書ならびに関係資料を当局ホームページへの掲載により公表する。

イ 現地説明会の開催

事業対象となる施設の現地説明会への参加を希望する者は、別紙「現地説明会参加申請書(様式 6)」に所定の事項を記入し、代表企業が下記の受付期限内に電子メールにて提出すること。

① 受付期限

令和 8 年 8 月 7 日(金) 午後 5 時まで

② 申込方法

電子メールにて提出すること。なお、到着確認のため、提出した旨を必ず電話連絡すること。電子メールを送信する際の件名は「【現地説明会 参加申込】(参加者名)」とすること。なお、希望時間については各日程の枠で第 1、2 希望まで受付を行う。

③ 提出先

6.1. 入札説明書等に関する問合せ先

④ 現地説明会開催日

令和 8 年 8 月 17 日(月)～8 月 21 日(金)

ウ 参加表明書の提出

本入札への参加を希望する者は、別紙「応募資格審査提出書類一覧表(様式 1)」を確認の上、下記の受付期限内に同様式に定める書類を提出すること。

① 受付期限

令和 8 年 9 月 25 日(金) 午後 5 時まで

② 申込方法

郵送（簡易書留に限る）又は持参による。

③ 提出先

6.1. 入札説明書等に関する問合せ先

④ 必要部数

1 部（適宜ファイリングなどを施すこと）

3) 質疑事項の受付

本書ならびに関係資料に関する質問を、次のとおり受け付ける。

① 受付期限

令和 8 年 8 月 28 日(金) 午後 5 時まで

② 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、別紙「質問書（様式 7）」に所要の事項を記入し、電子メールにて提出すること。なお、質問書の受領確認のため、提出した旨を必ず電話連絡すること。提出後に追加質問がある場合は受付期限内であれば再受付を行う。

③ 提出先

6.1. 入札説明書等に関する問合せ先

④ 回答日

提出された質問への回答は、当局ホームページへの掲載により公表する。

令和 8 年 9 月 11 日(金)までに公表

4) 参加資格確認結果の通知

参加資格審査の結果については、令和 8 年 10 月 9 日(金)までに応募者に対し、電子メールにて通知する。

5) 入札参加の辞退

応募者が本入札への参加を辞退する場合は、提案書類提出期限までに別紙「参加辞退届（様式 8）」を電子メールにて提出すること。

① 受付期限

令和 8 年 10 月 30 日(金) 午後 5 時まで

② 提出方法

電子メールにて提出すること。なお、到着確認のため、提出した旨を必ず電話連絡すること。電子メールを送信する際の件名は「【辞退届】（応募者名）」とすること。

③ 提出先

6.1. 入札説明書等に関する問合せ先

6) 入札書・提案書類の受付

参加資格の確認を受けた応募者は、別紙「提案書（様式 9、10、11、11-1）」を作成し、提出すること。提案書作成については本書及び要求水準書、落札者決定基準をよく理解し、アピールポイントをまとめること。また、提案書にあわせて入札書（様式 12）及び積算内訳書（様式 13）を提出すること。

入札書は任意の封筒に入れて密閉し、封筒の表には、必ず「宛名（川西市上下水道局）」、「応募者名」、及び朱書きで「川西市・猪名川町水道広域連携水道基幹施設共同利用事業に係る入札書在中」の旨を記載すること。また、入札書が入った封筒、積算内訳書を同梱し、厳封のうえ提出すること。

① 受付期限

令和 8 年 10 月 30 日(金) 午後 5 時まで

② 提出方法

郵送（簡易書留に限る）又は持参による。

③ 提出先

6.1. 入札説明書等に関する問合せ先

④ 提案書類必要部数

入札書（様式 12）、積算内訳書（様式 13）及び提案書（様式 9、10）・・・1 部

提案書（様式 11、11-1）・・・・・・・・・・10 部（適宜ファイリングなどを施すこと）

7) ヒアリングの実施

落札者の決定に際し、必要に応じ提案書に基づいた技術提案ヒアリングを行う場合がある。提案ヒアリングを実施する場合、開札の 7 日前迄に別途、通知する。

① ヒアリング実施予定時期

応募状況により日時が決定次第通知を行う。

② ヒアリングの方法

1 応募者につき最大 1 時間程度（提案説明及び質疑応答）

③ 参加者数の制限

応募者から最大計 5 名までとする。

8) 使用言語、単位

本事業の応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円とする。

9) 応募に係る提出書類の取扱い

ア 著作権

応募者が提出した提案書の著作権は、応募者に帰属する。なお、提出を受けた書類は返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を応募者が負担するものとする。

ウ 使用範囲

提案書に記載された情報は、審査その他の事務手続きを実施する目的以外に、応募者に無断で使用することはない。また、選定手続の経過及び選定結果の公表、開示等の求めに応じ必要と認めるときは、応募者の承諾を得て、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

4.3. 総合評価審査委員会の設置

当局は、応募者からの提案書の審査を公正性及び公平性を確保することを目的に、「川西市・猪名川町水道広域連携水道基幹施設共同利用事業に関する総合評価審査委員会」を設置し評価を行う。当局は、総合評価審査委員会の審査により選定された優秀提案をもとに、落札者を決定する。

応募者が落札者決定までに各委員に対し、事業者選定に関して自己の有利になる目的のために接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

表 6 総合評価審査委員会名簿

役職	職名
委員長	上下水道局長
副委員長	上下水道副局長（事務担当）
委員	上下水道副局長
委員	上下水道局経営企画課長
委員	上下水道局経営企画課主幹 （上下水道事業管理者が指名するものに限る。）
委員	上下水道局水道課長
委員	上下水道局水道課浄水場長

（順不同）

4.4. 審査の手順及び方法

1) 資格審査

当局は、参加表明時に提出する参加表明書等について確認し、参加資格審査結果を応募者に通知する。

2) 提案審査

総合評価審査委員会は、「落札者決定基準」に基づき、応募資料及び質疑応答の内容を総合的に審査・評価する。

なお、提案書（様式 11）及び参考資料（様式 11-1）は、提案書の各項目に記載している評価ポイントに沿う形で提出することとし、技術面、具体性（定量性）、効果の 3 つの観点で審査する。

3) 審査項目ごとの配点及び基準

別紙「落札者決定基準」に示す。

4) 審査結果の公表

当局は、総合評価審査委員会での評価結果を参考に、落札者を決定し、これを全ての応募者に通知するとともに、ホームページに公表する。

第5章 事業の契約及び実施に関する事項

5.1. 契約の締結等

1) 基本契約の締結

落札者は、落札決定後速やかに基本契約書に基づき、基本契約を当局と締結する。

2) 契約内容についての協議

落札者は基本契約締結後、当局と提案内容に基づく各請負契約締結に向けた準備協議を行う。

3) 多段階契約

落札者は、基本契約に基づき本事業の調査設計、工事施工、工事監理について、それぞれ請負契約を当局と締結する。

当局と落札者は、まず入札額に則した調査設計業務のみを対象とした契約を締結し、設計業務を完了させる。調査設計業務の完成後、請負率（落札価格／予定価格）を踏まえた実施設計工事額に基づき、工事請負契約を締結する。また、工事請負契約と同時に入札価格に則した工事監理業務委託契約を締結する。

4) 契約等締結に伴う費用負担

上記にかかる契約等の締結にかかる費用は、当局に生ずる費用を除き、全て落札者の負担とする。

5) 協力会社の変更

協力会社の変更（役割の変更を含む。以下同じ。）は原則として認めない。ただし、当局が承認した場合は、この限りではない。

5.2. 事業者の責任の明確化に関する事項

1) リスク分担の基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、事業主体（当局及び猪名川町）と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、事業内容に起因する責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、事業主体が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、事業主体が責任を負うものとする。

2) 予想されるリスク分担

予想されるリスク及び責任分担は、原則として別紙「要求水準書（第3章リスク分担の考え方）」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、基本契約及び各請負契約書に定めるものとする。

5.3. 事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1) 中途段階において本事業の実施が困難となった場合の措置

本事業は多段階契約により、設計業務の完了後、設計仕様・数量に応じた工事請負契約を締結する。設計完了段階での想定工事費が予算を大幅に超過する等の理由により、

工事請負契約の締結に至らなかった場合又は工事請負契約が解除された場合には、原則として当局及び事業者が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

また、予算の範囲内において事業対象を縮小して実施するなど、具体的な措置については双方の合議により決定する。

2) 事業者が実施するセルフモニタリング

事業者は、提案内容に基づく業務の水準及び品質の確保のため、自ら業務のマネジメント及びセルフモニタリングを実施し、当局に報告すること。

3) 当局が実施するモニタリング

当局は、本事業の実施状況について、監視、測定及び評価等のモニタリングを実施し、事業者が定められた業務を確実に実施されているか否かを確認するものとする。

モニタリングに要する費用のうち、事業者が行う作業等に必要な費用は事業者の負担とする。なお、要求水準書、提案書類等に基づいて契約に定められた性能基準等が満たされていないことが判明した場合、報酬の減額等を行うことがある。

4) 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合の措置については、基本契約及び各請負契約書に定める。

5.4. 契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1) 係争事由に係る基本的な考え方

基本契約及び各請負契約書の解釈について疑義が生じた場合、当局と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、基本契約に規定する具体的措置に従う。

2) 管轄裁判所の指定

契約等に関する紛争については、神戸地方裁判所を第一審の裁判所とする。

5.5. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1) 法制上及び税制上の支援措置

事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上及び税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによるものとする。

2) 財政上及び金融上の支援に関する措置

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上の支援を受けることができる可能性がある場合は、当局はこれらの支援を事業者が受けることができるよう努めるものとする。

3) その他の支援に関する事項

当局は事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力

